

暴風雪を想定した災害警備訓練の実施について

網走開発建設部では、平成26年11月の災害対策基本法の改正（別紙1参照）により、大規模災害時における緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化が図られたことを踏まえ、北海道警察北見方面本部と合同で災害対策基本法による車両移動、緊急車両通行及び要救助者の捜索・救出救助訓練を下記のとおり行います。

記

実施日時 令和3年2月19日（金）13:30～16:00
実施場所 網走開発建設部北見道路事務所 きたみしにしみわ（北見市西三輪5丁目9番地1）（別紙2）
主催 北海道警察北見方面本部警備課
共催 北海道開発局網走開発建設部
参加機関 北海道警察北見方面本部、北見警察署
北海道開発局網走開発建設部北見道路事務所、国道維持除雪工事受注会社

訓練内容

- <想定1> 暴風雪の影響により道路に吹きだまりが発生し、走行中の車両が立ち往生したため110番通報に至ったものの、現場までは吹きだまりにより車が進入できない。
- ① 道路啓開（北海道開発局網走開発建設部北見道路事務所、国道維持除雪工事受注会社）
除雪作業中に立ち往生車両を発見、道路管理者による車両移動を行った後、除雪により進行路を確保し、除雪車が警察車両を先導する。
- <想定2> 想定1の後、立ち往生車両内に2名が取り残されていることが判明し、その2名のうち1名が付近住宅に救助を求めて車外へ出たが、行方不明となったもの。
- ① 現地指揮所の設置（北見方面本部）
 - ② 立ち往生車両からの救出救助（北見方面本部、北見警察署）
 - ③ 雪中埋没者の捜索・救出救助（北見方面本部、北見警察署）
- <想定3> 道路を走行中の車両が雪崩に巻き込まれ、雪中に完全埋没した。なお、雪崩が広範囲に発生しているため、埋没箇所の特定には至っていない。
- ① 雪中埋没車両の捜索・救出救助（北見方面本部、北見警察署）

留意事項

- ・ 訓練当日は13:15までに北見道路事務所へお集まりください。（別紙2）
- ・ 悪天候の場合は、2月26日（金）に延期いたします。
- ・ 屋外での見学となりますので、各自防寒対策をお願いいたします。
- ・ 新型コロナウイルスの感染予防のため、取材の際はマスク等の着用をお願いいたします。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 網走開発建設部

道路防災推進官 河門前 勝己（かわもんぜん かつみ）電話 0152-44-6549

道路整備保全課長 湯浅 浩喜（ゆあさ ひろき）電話 0152-44-6513

網走開発建設部HP <https://www.hkd.mlit.go.jp/ab/>



大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- 首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- 一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律の概要

1. 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、道路区間を指定して以下を実施。

- 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
 - 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備）
- ※ホイールローダー等による車両移動

2. 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※沿道での車両保管場所確保等



車両移動のための具体的方策
(例：ホイールローダーによる移動)

3. 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
 - 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能（都道府県知事は、市町村に対し指示が可能）
- ※高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応



(首都直下地震における八方向作戦の例)



平成30年度（平成31年1月31日）の訓練実施状況



①道路啓開



②雪中埋設者の捜索



③雪中埋没者の救出救助



④雪崩埋没車両の捜索・救出救助